

お問合せ・申請は下記の地区本部へ

大阪北地区本部

206-6849-0231

〒561-0882 豊中市南桜塚2-1-2 ふれあいセンター桜塚2F

| 島本町・高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・大阪市(淀川区・東淀川区・西淀川区)・能勢町・豊能町・箕面市・池田市・豊中市

第1地区本部

☎0797-83-1017

〒665-0852 宝塚市売布2-5-1 ピピアめふ1 2F

活動エリア 宝塚市・川西市・猪名川

第1地区本部 塚口事務所 ☎06-6429-2411

〒661-0002 尼崎市塚口町1-16-1 コープ塚口2F

活動エリア 伊丹市・尼崎市

第2地区本部

☎0798-67-8927

〒662-0832 西宮市甲風園1-8-1 ゆとり生活館アミ2F

活動エリア 西宮市・芦屋市

第3地区本部

2078-412-7850

〒658-0081 神戸市東灘区田中町5-3-18 生活文化センター2F

活動エリア 神戸市(東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区)

第4地区本部

☎0794-87-7755

〒673-0592 三木市志染町青山7丁目1-4(協同学苑内)

丹波市・丹波篠山市・三田市・三木市・小野市・加東市・加西市・西脇市・ 多可町・神戸市北区

第5地区本部

☎078-704-5701

〒655-0013 神戸市垂水区福田3-2-12(コープ住宅本社内)

活動エリア 神戸市(西区・垂水区)

第6地区本部

2078-935-7180

〒674-0051 明石市大久保町大窪2545-8 コープ大久保2F

活動エリア 淡路市・洲本市・南あわじ市・明石市・稲美町・播磨町・加古川市・ 高砂市

第7地区本部

2079-292-3300

〒670-0086 姫路市田寺3-3-11 コープ姫路田寺3F

活動エリア 姫路市・福崎町・市川町・神河町

第7地区本部 豊岡事務所 ☎0796-24-1266

〒668-0023 豊岡市加広町7-32 コープデイズ豊岡1F

動エリア 豊岡市・朝来市・養父市・香美町・新温泉町・京丹後市

第7地区本部 相生事務所 ☎0791-22-1640

〒678-0031 相生市旭3-7-6 コープデイズ相生3F

活動エリア 太子町・たつの市・相生市・赤穂市・上郡町・佐用町・宍栗市

発行:コープこうべ 地域活動推進部 2024.1

人と人を つなぎたい!

だい! 地域をつくりたい

つどい場で立ち上げ助成

のご案内

2024年度

居場所が あれば毎日 いきいき

見守られて、安心!

頼って、 頼られて、 そんな関係が 心地いい…





つどい場立ち上げ助成



人と人とのつながりを大切にした 「助け合い、支え合う地域社会」をめざします。

- 1. 地域の住民誰もが自由に立ち寄れる。
- 2.お互いを認め合いながら過ごせ、様々なつながりが生まれる。

地域のよりどころとなる、そんな活動を応援するための助成制度です。

助成額 一律15.000円

※すでにつどいの場として開始している活動は申請できません(新規立ち上げ時の1回限り) ※残金が発生した場合は、返金いただきます

助成金の申請から報告まで



使途が目的に沿っていない場合は 仮金していただきます

●申請に必要な条件をチェック

- ☑ コープサークル(メンバーは3人以上で、全員コープこうべの組合員)に登録する意思がある
- ✓ 以下の場合はサークルに登録できません
 - ●営利を目的にしている
- ●政治活動、宗教活動をしている
- ●他者を誹謗・中傷する行為 ●教室運営を目的としている

申請

- ▼ メンバーみんなの参加運営による、自主自立の活動である
- ✓ 年8回以 ト開催する
- ☑ いつでもだれでも自由に参加でき、参加者同士がふれあい交流できる開かれた場である
- ▼ 報告書を提出できる
- 2 申請書に記入
- 3 申請書を提出 (毎年4月~12月末)〈提出先:登録所属〉

審杳 交付

4 審査後、助成の可否を通知

地区で審査し、結果をお知らせします

5 交付

- ※助成金は地区本部からお支払いします
- ※備品の準備や広報など運営に関わること、企画の立て方など、地区本部へ気軽にご相談ください

つどい場の 活動開始

⑥ 1年間に8回以上、開催 ▲ 助成金は、交付された年度内のみ使用できます (年度をまたいで使用することはできません)

機関紙「きょうどう」・ポスター・チラシ・SNSなどで広報する場合は 「コープサークル・つどい場立ち上げ助成制度を活用しています」と明記してください ※報告用に活動中の写真が必要

報告 精算

2 報告書の提出 ▲ 報告書によって、提出時期が異なります

- ■「活動報告書」はサークル登録から1年後もしくは8回の活動を終えた時点で提出
- ■「会計報告書」(領収書貼り付け)は必ず助成金が交付された年度末までに提出

※助成金の残金がある場合は、年度末までに返金してください

つどい場立ち上げ助成 対象費目の一覧

助成は活動にあたり必要不可欠なもの*が対象となります。

申請書の

地区本部に相談

するもん!

- ※助成の対象となるか不明な場合は、事前に地区本部へご相談・ご確認ください。
- 組合員の貴重な財産を活用して助成を行っています。 参加者の受益となるものは参加費などで まかなうことを考えましょう。 書き方など困った時は
 - コープでの購入を原則とします
 - 必ず領収書(レシート)が必要です
 - ・発行者名、日付のあるものに限ります
 - ・原本を提出してください(コピー不可)
 - ・個人の組合員証のポイント付与は不可 (サービスコーナーに設置している「専用組合員証」をご利用ください)
 - 使途が不適切な場合は、返金していただきます
 - つどい場立ち上げ活動以外でも使用する機器類は、対象外です

申請可能なもの ※申請金額が満額、助成対象になるとは限りません				
費目	内容			
材料費•教材費	 事務用品、材料費 ※プログラムに必要な材料費は1人500円(税込)を上限に、実費助成が可能例) 460円 ⇒ 助成可能金額 460円 650円 ⇒ 助成可能金額 500円 参考書籍(絵本、図鑑、その他知識・技術向上のためのもの)購入代 			
広報•資料作成費	● チラシ、ポスターなどの作成費、印刷費、媒体掲載費● コピー代、報告用写真代など			
会場費	● 施設利用料 ※組合員集会室を使用する場合は、月1回(2時間まで)無料			
通信費•運搬費	郵便代、宅配便代運搬に係る駐車場代、運搬に係るガソリン代(注)			
講師料•講師交通費• 保育費	*メンバー以外に依頼する場合に限ります *具体的な支払い手続きは、地区本部に相談してください			
その他プログラムに 必要なもの	運営協力者(メンバー以外)への交通費など			

(注)ガソリン代の計算は下表を参考に請求ください

ガソリン代@	10の金額(時価)	~80円	81円~150円	151円~220円	221円~
自家用車	1kmにつき	10円	20円	30円	40円
バイク		5円	10円	15円	20円

他団体から助成を受けており使途が重複しているものは、助成の対象外です。 (他団体から助成を受けること自体は、問題ありません)